

耐久レースにおけるセーフティーカーの運用について

標題の件、下記**太字下線部**の通り変更・追記する。

【該当箇所】

2024 鈴鹿サーキット耐久レース共通特別規則書

第9章 走行中の遵守事項 第19条 レースの中立化（ニュートラリゼーション）

【変更・追記事項】

- 19-2 “セーフティーカー”が介入している間、競技車両はピットインしてもよい。
ピットストップした後の各ライダーはピットレーン出口に1列に整列する。
ピットレーン出口のグリーンライトが点灯された時点でコースに復帰することができる。
“セーフティーカーがピットレーン出口のシグナル横を通過してから15秒後に10秒間、グリーンライトが点灯し、コースインが可能となる。”
その後、再びピットレーン出口は閉鎖される（レッドライト）。
この間にピットレーン出口からコースに復帰しなかったライダーは、次のグループまで待たなくてはならない。
- 19-4 2台の“セーフティーカー”の内、前車は「T9(デグナーカーブ2)」を通過後右側のセーフティーゾーンへ退避し、後車は「T18(最終コーナー)」より4輪ピットロードへ入る。全てのオブザベーションポストで掲示されている黄旗とSCボードは、セーフティーカーがコースから退去した時点で一斉に撤去され、レース状態に戻る。
「T18(最終コーナー)」側からレース状態に戻った先頭の競技車両がピットレーン出口のシグナル横を通過し15秒経過後にピットレーン出口のシグナルのグリーンライトが点灯し、コースインが可能となる。
“セーフティーカー”が導入されている間の周回数も、レース周回数として計算される。

以上